

ラブ＆デューズ

こちらランデューズ交通課♥の巻

さて4月の規制強化により
保安基準を違反した車両には
こんなシールが貼られます。

(整備命令標章)

不正改造車

整備命令発令日 年 月 日

国土交通省

使用制限

赤地
黄文字
11cm
×
11cm

この標章をはがしたり
悪質な改造行為はナンバー没収！
車両は6ヶ月の差し押さえ!!
他にも厳しい処罰があります!!

うわっ?
カッコワル~

※命令から15日以内に改修した車両を提示します。違反した場合、50万円以下の罰金または6ヶ月以下の懲役も。

Q1 マフラーの音量も
厳しくなるのかな？

A 規制値そのものに
変化はないです!
今までの基準を
徹底して守ろう
ということね。

保安基準が定める 近接排気騒音値 ()内はリアエンジンの場合
H10年規制前 103dB
H10年規制車両 96dB (100dB)
H11年規制車両 96dB (100dB)

今つけてるのが
適合品なら
これからOK

※上記は定員6人以下の普通・小型・軽自動車の数値です。定員7人~10人の平成10年規制車では103dB。

Q2 んじゃフロントガラスに
お気に入りのステッカーを
貼るのわ~!!

A 危険です!!

それも
いっばい

前席サイドウインドウの
スモークフィルムも不可ね!

Q3 最低地上
ひざ上高さ
が俺の基準
値より低い
のですか？

A よいしょ

セクハラ
む現行犯発見!!

ぴりり

※一般車の場合、最低地上高は通常9cm以上。アンダーカバー部で5cm以上。(ホイールベース等で変わります)

Q4 人が倒れています!
どお始末しますか!?

A 落ちついて、速やかに
119番へ通報しましょう!!